

#05/2025

PwC Thailand Tax Alert

タイ関税局がOne Stop Service Program (OSSP)における自主修正申告を厳格化



タイ関税局がOne Stop Service Program (OSSP)における自主修正申告を厳格化



要約

One-Stop Service Program(以下、「OSSP」)における自主修正申告は、通常であれば輸入者および輸出者が複数の入港地で手続きが必要になるところ、タイ関税局との窓口を一本化して手続きを行うことができます。同プログラムを管理しているタイ関税局の事後調査部(The Post Clearance Audit Division、以下「PCAD」)は、申請のより徹底した審査を導入し、厳格なプログラム要件を採用しました。

従来、PCADは、事業者が関税の過少納付を特定して報告した場合、一般的に脱税の意図がないと判断し、OSSPに基づく自主修正申告の申請が可能としていました。

しかしながら、現在PCADはOSSP申請の審査を厳格化し、脱税の意図がないことを確認するために追加情報の提出を頻繁に要求しています。質問には、以下のようない内容が含まれる場合があります。

- ・ 事業者が問題を認識した時期
- ・ 法令不遵守が生じていた期間
- ・ 問題が早期に開示されなかった理由

例えば、法令不遵守が5年以上続いている場合、PCADは事業者が当該不遵守を是正するための適切な措置を講じていないと判断する可能性があり、脱税の意図がないことを証明することが困難になります。このような場合、OSSP申請は拒否される可能性が高くなります。

OSSPへの参加を希望する輸入者は、自主修正申告の申請却下を回避するために、関税や税金を脱税する意図がないことを明確に示し、何故、今プログラムに参加希望するのかを明らかにする必要があります。また、事業者はこのような問題を早期に特定できるよう、定期的な内部のヘルスチェック(点検)の実施が推奨されます。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.



This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.



For further information, please contact:

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Sumner
Tanarat Permpoonsap
Tananya Woointranon

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。